

議題 福祉バス運行事業者の変更について

1 これまでの取組

竹原市では、平成29年度に公共交通に関する基礎調査を行い、本市の現状に加え市民・利用客等の意識やニーズ等を把握するとともに、「持続可能な公共交通の確保・充実」の観点から、今後の高齢化の進展に対応するため、日常生活に必要な移動手段を確保し、将来まで持続可能な公共交通体制の構築を目指すことなどの今後の方向性や地域公共交通網形成計画の作成に取り組むことを、平成29年度第5回竹原市地域公共交通会議において確認している。

2 趣旨

「持続可能な公共交通の確保・充実」の観点から、福祉バス運行業務を現在の事業者と異なるものが請け負うことによるサービス水準、利用状況及び利用者意識の変化などを見極めることを目的として、事業者を芸陽バス株式会社から西条交通株式会社に変更し、実証実験を行う。

この福祉バス運行に使用する車両、路線及び時刻表等に変更はなく、現在の事業内容と同様に運行することから、道路運送法第21条第2項に基づく、乗合旅客の運送の許可申請も併せて行うこととしている。

なお、今回の変更に伴い、現在の運行事業者である芸陽バス株式会社の運行している本路線についての事業計画は、平成31年3月31日をもって廃止する。

3 変更内容

(1)運行事業者

現 在：芸陽バス株式会社

変更後：西条交通株式会社

(2)路線及び時刻表

変更なし（別紙）

(3)運賃

変更なし（1回乗車につき100円（介助者が同乗する場合、介助者は無料））

4 変更予定日

実施時期：平成31年4月1日

実施期間：1年間（又は1年未満）

5 その他

道路運送法第21条第2項の許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができるもの。

6 根拠規定

竹原市地域公共交通会議設置要綱 第2条